

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

先妻の子と後妻の連れ子の相続分

Q : 父は先妻（私たち兄弟の実母）の死亡後、現在の妻と再婚し、共に生活していましたが、今年の4月に死亡しました。

ところで、後妻には連れ子がいるのですが、この連れ子の相続分はどうなるのでしょうか。

A : 後妻の連れ子と亡くなったお父さんが養子縁組をしていなければ、お父さんが亡くなっても相続権はありません。一方、養子縁組をしている場合には、あなたと同じ割合の相続権を有することになります。

【解説】

後妻の連れ子は、血族関係はありませんので、継父が亡くなっても子としての相続権はないことになります。

ただし、再婚をする際には相手方の連れ子と養子縁組をすることはよくあることで、養子縁組をすれば継父と連れ子の間に法定血族関係を生じますので、その場合には嫡出子として先妻の子供と同等の相続権を有することになります。

したがって、ご質問の場合も、亡くなったお父さんとその連れ子が養子縁組をしていれば、あなた方先妻の子と同順位で相続権を有することになり、相続分についてもあなた方と同じになります。

なお、後妻とあなた方先妻の子との間でも養子縁組がされていないとすれば、将来、後妻の方が亡くなられても、あなた方には後妻の方の財産に対する相続権はないことになります。

